
令和3年第2回玖珠町議会臨時会会議録(第1号)

令和3年4月30日(金)

1. 議事日程第1号

令和3年4月30日(金) 午前10時開議(開会)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定(議会運営委員長報告)
- 第 3 議案の上程(議案第45号から議案第55号)
- 第 4 町長の諸般の報告並びに提案理由及び議案説明
- 第 5 質疑・討論・採決(専決処分10件・契約1件)
- 第 6 常任委員会委員の選任
- 第 7 議会運営委員会委員の選任
- 第 8 特別委員会委員の選任
- 第 9 玖珠九重行政事務組合議会議員の選挙
- 第10 日田玖珠広域消防組合議会議員の選挙
- 第11 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第12 委員会の閉会中の継続調査について

1. 追加議事日程(第1号の追加)

- 第 1 議長辞職について
 - 第 2 議長選挙
 - 第 3 副議長選挙
 - 第 4 議席の変更指定について
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定(議会運営委員長報告)
- 日程第 3 議案の上程(議案第45号から議案第55号)
- 日程第 4 町長の諸般の報告並びに提案理由及び議案説明
- 日程第 5 質疑・討論・採決(専決処分10件・契約1件)

- 追加日程第1 議長辞職について
 追加日程第2 議員選挙
 追加日程第3 副議長の選挙
 追加日程第4 議席の変更指定について
 日程第 6 常任委員会委員の選任
 日程第 7 議会運営委員会委員の選任
 日程第 8 特別委員会委員の選任
 日程第 9 玖珠九重行政事務組合議会議員の選挙
 日程第10 日田玖珠広域消防組合議会議員の選挙
 日程第11 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
 日程第12 委員会の継続審査及び調査について

出席議員（14名）

1 番	横山弘康	2 番	衛藤和敏
3 番	河島公司	4 番	細井良則
5 番	松下善法	6 番	小幡幸範
7 番	松本真由美	8 番	大野元秀
9 番	宿利忠明	10番	河野博文
11番	秦時雄	12番	高田修治
13番	藤本勝美	14番	石井龍文

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 清原洋一 議事庶務班主幹 秦久里子

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宿利政和	副町長	秋吉一徳
教 育 長	梶原敏明	総務課長	石井信彦
基地・防災対策課長 兼政策法務課長	瀧石裕一	企画商工観光課長	衛藤正
税 務 課 長	穴井陸明	福祉保険課長	西村正明
子育て健康支援課長	横山芳嗣	建設水道課長	長柄義正

農林課長兼 農業委員会 事務局長	藤原 八 栄	人権確立・ 部落差別解消 推進課長 兼隣保館長	山本 恵一郎
会計管理者兼 会計課長兼 住民課長	時 枝 弘 法	教育政策課長兼 学校給食センター所長	長 尾 孝 宏
教育政策課 指導企画監	佐 藤 貴 司	社会教育課参事	武 石 洋 子
監査委員事務局長	和 田 育 男	総務課長補佐兼 行政班主幹	神 田 裕 一
社会教育課長兼 中央公民館長兼 B & G 海洋 センター所長兼 わらべの館館長兼 久留島武彦 記念館事務局長	秋 好 英 信		

上 程 議 案

- 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（その1）
令和2年度玖珠町一般会計補正予算（第13号）
- 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（その2）
令和2年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（その3）
令和2年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（その4）
令和2年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（その5）
令和2年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（その6）
令和2年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（その7）
玖珠町税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（その8）
玖珠町税特別措置条例の一部を改正する条例について
- 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（その9）
玖珠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（その10）

玖珠町介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第55号 下泊里人道橋（仮橋）設置工事（応急仮）請負契約の変更について

午前10時00分開議（開会）

○議 長（石井龍文君） おはようございます。

開会に先立ちまして、申し上げます。

本臨時会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、議場内はマスク着用としておりますので、御理解と御協力をお願いします。

傍聴される皆様に申し上げます。

議場内の入出時においては、備付けの消毒液で手の消毒をされ、マスク着用の上、貼り紙のある席の利用はお控えください。

また、会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

なお、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されております。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力願います。

報道関係者取材のため、写真撮影などについての申入れがありましたので、これを許可しています。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

地方自治法第113条の規定により、令和3年第2回玖珠町議会臨時会は成立しました。

よって、ここに本臨時会の開会を宣言し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（石井龍文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

5番 松 下 善 法 君

11番 秦 時 雄 君

の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議 長（石井龍文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長宿利忠明君。

○議会運営委員長（宿利忠明君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の協議結果について御報告をいたします。

令和3年第2回玖珠町議会臨時会の開会に当たり、去る4月26日、議会運営委員会を開催いたしました。本臨時会に上程されます議案につきまして、執行部の出席を求め、概略の説明をいただき、会期日程並びに議案の取扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、お手元にあらかじめ配付してあります日程表のとおり、本日4月30日の1日間としたいと思います。

本臨時会に上程されます議案は、専決処分承認を求める案件10件、変更請負契約の締結案件1件の11議案であります。

なお、本日の臨時会は、議案の性格上、委員会付託を省略し、本日の日程の中で採決までお願いしたいと思います。

また、玖珠町議会委員会条例第3条の規定により、常任委員などの選任替えがありますので、多少の日程の変更が生じることがありますが、議長のほうで取扱いをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

どうか本臨時会に対する議会運営委員会の意向を御理解いただきまして、慎重なる御審議をいただき、議会運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、議会運営委員会を代表いたしまして一言お礼を申し上げます。

この2年間にわたりまして、議会運営委員会に格段の御配慮を賜りまして、議会運営委員会をスムーズに運営することができました。厚くお礼を申し上げる次第でございます。また、執行部の皆様方にも御協力を賜りまして、誠にありがとうございました。議会運営委員会を代表してお礼を申し上げます、報告といたします。

○議長（石井龍文君） お諮りします。

ただいま議会運営委員長より委員会協議の結果について報告がありましたが、今臨時会の会期は本日4月30日の1日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は、本日4月30日の1日間と決定いたしました。

日程第3 議案の上程（議案第45号から議案第55号）

○議長（石井龍文君） 日程第3、議案の上程を行います。

今臨時会に提出されました議案第45号から議案第55号の議案について、一括上程したいと思います。

が、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会に提出されました議案第45号から議案第55号の議案につきましては、一括上程することに決定しました。

日程第4 町長の諸般の報告並びに提案理由及び議案説明

○議 長（石井龍文君） 日程第4、町長に諸般の報告並びに提案理由及び議案の説明を求めます。

宿利町長。

○町 長（宿利政和君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに令和3年第2回玖珠町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい時期にもかかわらず御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

今臨時会の開会に当たり、行政報告と、提出申し上げております諸議案の概要及び提案理由を説明申し上げ、議員の皆様をはじめ町民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと考えているところでございます。

それではまず、3月議会以降の行政報告を時系列にて申し上げたいと思います。

3月25日、ソフトバンク株式会社とデジタル化の推進連携に関する協定を締結いたしました。社会経済の発展に伴いまして情報通信の高度化・多様化が進む中、町民の利便性向上のために、スマートフォンの利用をはじめとしたデジタル化の推進に関する相互連携を図ることを目的とし、大手キャリアであるソフトバンク株式会社の持つノウハウを生かし、当面は、アプリ活用やスマートフォン体験等の講座を担っていただく予定となっております。

なお、ソフトバンク株式会社との連携協定は、大分県内では最初の事例となっております。

続きまして、玖珠町アプリの配信開始について報告を申し上げます。

デジタル化による新しいまちづくりといたしまして、4月1日より玖珠町アプリ「りんくす」の配信を開始いたしました。この「りんくす」を活用し、町の情報や町内の出来事を、動画などを使って簡単に分かりやすく発信したいと考えております。また、昨年度策定いたしました玖珠町第6次総合計画の住民説明会を、今週初めの27日まで4地区の自治会館で実施いたしましたが、その折にも「りんくす」の操作説明と加入促進をお願いしてまいりました。一方で、その説明会では住民の皆様から多様な意見もいただいているところでございます。今後は、そういったニーズの集約等にも役立つようにしていきたいと考えております。多くの住民の皆様様に御活用いただけるよう、普及推進をしてまいります。

次に、森地区くらしのサポートセンター設立について報告いたします。

4月24日に森地区くらしのサポートセンターの設立総会が、集落支援員であります藤野哲郎さんを中心とした発起人の方々により、森自治会館で行われたところでございます。このセンターは、暮ら

しのちょっとした困り事を、地区住民により登録された活動会員が支援を行い、地域で安心して生活していくことを目的に設置された、いわゆる支え合い、助け合いの有償ボランティア組織であります。センター事務局は森自治会館内に置かれ、森地区コミュニティ運営協議会や玖珠町社会福祉協議会の御協力により、町内で初めて設立されました。今後は、この取組が充実、継続されるよう、町といたしましても支援を申し上げたいと考えているところでございます。

次に、外出支援サービス事業、いわゆるバス・タクシー券の申請受付を4月26日から開始いたしました。昨年に引き続きまして、新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして窓口での混雑を避けるため、6月15日までの間は電話受付、郵送による交付を行うことといたしております。

次に、4月25日、避難所運営体験訓練をくすまちメルサンホールで実施いたしました。この訓練は、県と町が連携して、災害発生時における住民主体による避難所の円滑な運営を目的とするものでありまして、各地区防災士会から防災士の方30名、避難所担当職員7名が参加いたしまして、簡易テントや段ボールベッド等の組立ての実演や、避難所の運営役と避難者役に分かれて避難者の受入れ訓練を行ったものであります。近年頻発する大規模災害や新型コロナウイルス感染症対策で、避難所の開設運営は職員のみでの対応では限界があると考えておりますので、今後は避難所開設時の支援など、防災士会と協議を進め、連携が図れるよう努めてまいります。

続きまして、東京2020オリンピック聖火リレーについて報告を申し上げます。

東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレーは、3月25日に福島県をスタートし、東日本大震災から10年目となる節目の年に行われる聖火リレーでありまして、復興の歩みを進める被災地をはじめとする全国各地をリレー方式で巡ってまいります。大分県の第2日目となります4月24日は玖珠町が出発地となりまして、くすまちメルサンホール第2駐車場において聖火リレー出発式が開催され、その後、大分県南部エリアを回り、夜8時前に大分市のゴールに到着いたしました。

玖珠町での出発式に先立ちまして、オープニングプログラムでは、山路踊り、久留島太鼓と玖珠美山高校書道部とのコラボレーションパフォーマンスが披露され、式典を盛り上げていただきました。トーチキスにより聖火が灯ると、午前10時、第1走者の梶原友唯さん、玖珠美山高校1年生ですが、くす星翔中学校の体育部のメンバーによるサポートランナーに囲まれまして会場をスタートし、続いて5名の聖火ランナーが沿道からの応援を受けながら希望の聖火をつないでまいりました。

新型コロナウイルス感染症対策のため、聖火ランナーはもとより、式典の入場制限や沿道での観覧など安全面を考慮した様々な制約がある中でのリレーとなりましたが、当日は、ボランティアスタッフとして一般公募の方々をはじめ、玖珠美山高校、スポーツ推進委員、町職員など、総勢80名に及ぶ御協力を賜りまして、改めてお礼を申し上げるところでございます。

また、この出発式終了後に、聖火リレー記念植樹式が豊後森機関庫公園において行われました。当日は、公益財団法人日本さくらの会から寄贈されましたヤエベニシダレの桜の木を、玖珠町民を代表して石井龍文議長と、さくら振興議員連盟に所属されております衛藤征士郎代議士に御臨席を賜り、実施することができました。

記念植樹を初めて体験したたかすこども園の園児15名の皆さんにも一緒に植樹のお手伝いをしていただき、桜の木の生長と併せて、園児の皆さんがすくすく育ってくれることを願うことができた記念植樹式となりました。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

それでは、本日御提案いたしました議案11件につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

お手元にお配りしております議案集をお開きいただきたいと思います。

議案第45号から議案第54号までの10議案は、いずれも地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるというものでございます。

それでは、議案番号順に、専決いたしました予算関係の議案から説明を申し上げます。いずれの議案も予算書は別冊でお配りしております。ペーパーもございますが、電子パネルのほうも併せて御覧いただきたいと思っております。

議案第45号は、専決処分の承認を求めることについて（その1）令和2年度玖珠町一般会計補正予算（第13号）についてでございます。

予算書の1ページをお開き願います。

一般会計補正予算（第13号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億2,412万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ120億7,497万4,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容は、各事業の決算見込みによる減額のため、財政調整基金などの繰入金への減額調整などが主な内容となっております。

続きまして、9ページを御覧いただきたいと思っております。

第2表、繰越明許費補正につきましては、伐株山観光施設管理費を追加し、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業のほか、1事業の限度額を変更するというものでございます。

10ページをお開き願います。

第3表、地方債補正につきましては、自治会館運営費などの追加及び事業確定などにより限度額を変更するというものでございます。

15ページをお開き願います。

歳入の部、2款地方譲与税から、18ページ、13款の交通安全対策特別交付金までの各譲与金、交付金の増減につきましては、国の交付決定による額の確定に伴うものでございます。

同じく14款分担金及び負担金779万9,000円の減額は、災害復旧費負担金などの減額によるものでございます。

補正予算書の20ページをお開き願います。

16款国庫支出金5,178万9,000円の減額は、主に現年発生災害復旧事業や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、災害等廃棄物処理事業費補助金などの減額によるものでございます。

補正予算書22ページをお開き願います。

17款県支出金6,649万9,000円の減額は、災害救助費負担金や、災害復旧費県補助金などの減額によるものでございます。

予算書27ページをお開き願います。

20款の繰入金2億2,394万8,000円の減額は、財政調整基金からの繰入金の減額など、歳出決算減額見込みのための財源調整によるものでございます。

続きまして、予算書の28ページをお開き願います。

23款町債9,683万9,000円の減額は、主に災害復旧債の各復旧事業などの決算見込みによる町債の減額でございます。

続いて、歳出の部に入らせていただきます。補正予算書30ページをお開き願います。

2款総務費4,922万5,000円の減額は、地域づくり推進事業費や新型コロナウイルス感染症対策地方創生事業、戸籍住民基本台帳費などの減額によるものでございます。

予算書の33ページをお開き願います。

3款民生費の3,986万6,000円の減額は、障害者福祉費、児童措置費、災害救助費、介護保険特別会計への繰出金などの減額によるものでございます。

予算書36ページをお開き願います。

4款衛生費の2,014万円の減額は、合併処理浄化槽設置整備補助金などの減額によるものでございます。

38ページをお開き願います。

6款の農林水産業費3,261万8,000円の減額は、林業総務費の路網整備作業委託や、林業振興費の有害鳥獣捕獲事業奨励金などの減額によるものでございます。

予算書の41ページをお開き願います。

7款商工費2,651万9,000円の減額は、企業立地促進助成金などの減額によるものでございます。

続いて、8款土木費の331万6,000円の減額は、木造住宅耐震化事業補助金や、子育て・高齢者世帯リフォーム支援事業補助金などの決算見込みによる減額でございます。

43ページをお開き願います。

9款の消防費2,351万1,000円の減額は、災害廃棄物処理業務委託の決算見込みによるものでございます。

10款教育費の1,170万4,000円の減額は、中学校遠距離通学費や、社会教育総務費などの決算見込みによるものでございます。

予算書の46ページになります。

11款災害復旧費の1億1,951万円の減額は、主に耕地災害復旧費や道路橋梁災害復旧費などの決算見込みによるものでございます。

予算書の48ページをお開き願います。

13款の諸支出金263万3,000円の増額は、主に財政調整基金や減債基金などの利子積立によるものでございます。

以上が、議案第45号、令和2年度玖珠町一般会計補正予算（第13号）の概要でございます。

なお、令和2年度玖珠町一般会計補正予算（第13号）の内訳を併せてお配りしておりますので、御参照賜りたいと思います。

それでは、足早になりますけれども、続きまして議案第46号から第50号までは、各特別会計の令和2年度補正予算でございます。いずれも別冊になっておりますが、各会計とも、既決予算の歳入歳出決算見込みによる調整を主とする補正でございますので、それぞれの具体的な内容説明につきましては割愛をさせていただきたいと思っております。

続きまして、議案集に戻りますが、7ページをお開き願います。

議案第51号でございますが、専決処分の承認を求めることについて（その7）玖珠町税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

この議案は、地方税法等、同法施行令等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴いまして、該当する条例の改正を行う必要が生じたため、専決処分をさせていただいたものでございます。

主な内容でございますが、申告書等の電子提出に係る税務署長の承認の廃止や、軽自動車税の軽減及び特例の期限を延長すること、また新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の拡充、延長を図るため、所要の改正を行うというものでございます。

この件につきましては、参考資料集の1ページから19ページに関係資料を掲載しておりますので、併せて御参照賜りたいと思っております。

それでは、議案集の15ページに入らせていただきます。

議案第52号は、専決処分の承認を求めることについて（その8）玖珠町税特別措置条例の一部改正についてでございます。

この議案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の施行によりまして、本条例にいわゆる条ずれが生じたことから、専決処分により改正をさせていただくものでございます。

なお、この件につきましても、参考資料集では20ページから21ページにかけまして関係資料を掲載しております。

続きまして、議案集の17ページをお開き願います。

議案第53号は、専決処分の承認を求めることについて（その9）玖珠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

この議案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少いたしました被保険者等に係る国民健康保険税の減免については、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対する財政支援の基準について」に基づいて行う減免措置について、

財政支援が今行われておりますが、この措置が継続されることが、令和3年3月12日、厚生労働省保健局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課から示されたため、専決処分を行ったものでございます。

新型コロナウイルス感染症により、生計を主として維持する者が死亡または重篤な傷病を負った世帯、また事業収入等の減少が見込まれる世帯の国民健康保険税について、令和3年度においても引き続き同様の軽減策が講じられるというものでございます。

なお、この件につきましても参考資料集23ページに関係資料を掲載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

続きまして、議案集の19ページに入らせていただきます。

議案第54号は、同じく専決処分の承認を求めることについて（その10）玖珠町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

この議案は、さきの国民健康保険税と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号被保険者に係る介護保険料の財政支援について、この措置が継続されることが、令和3年3月12日、同様の部署より示されたことから、専決処分を行ったというものでございます。

第1号被保険者が属する世帯の生計を主に維持する者について、死亡または重篤な傷病を負った場合は全額免除とし、事業収入等が一定程度減少すると見込まれる場合に、減免措置を受けられるというものでございます。

この件につきましても、参考資料集の24ページから25ページにかけて関係資料を掲載しておりますので、御参照賜りたいと思います。

続きまして、議案集の21ページをお開き願います。

議案第55号は、下泊里人道橋（仮橋）設置工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、令和2年第6回玖珠町議会臨時会で請負契約締結の議決をいただきました議案第95号、下泊里人道橋（仮橋）設置工事（応急仮）請負契約の締結についての契約の変更でございます。

変更内容につきましては、下泊里人道橋（仮橋）設置工事の設計変更に伴う契約金額の変更となりますが、これは、仮設橋脚のH形鋼打込み工法の変更を行うことに伴うものでございます。当初設計では、既存資料の地盤強度を使用して工法を決定しておりましたが、現地で打込み作業を行う際に、3メートル打ち込んだ時点で、その後、掘進が不能となったため、工法変更が必要となりまして、硬質地盤を破碎、掘削等が可能なダウンザホールハンマー工法に変更を行う必要が生じたため、珠町議会の議決に付すべき契約及び特に重要な施設の廃止に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるというものでございます。いわゆるH鋼を打ち込む際に支持基盤まで届くようにという部分の工法が変わったというものでございます。

契約金額の変更といたしましては、変更前が1億340万円（消費税を含む）から、変更後は1億679万9,300円（消費税を含む）とするもので、347万9,300円の増額になるものでございます。

なお、参考資料集では26ページから28ページにかけまして関係資料を掲載しておりますので、御覧
いただきたいと思っております。

以上が、今議会に提案申し上げました専決処分による補正予算案件6件、それから専決処分による
条例の一部改正案件が4件、契約の変更案件が1件、合計11件でございます。どうぞ慎重御審議を賜
りまして、全議案とも承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。
どうぞよろしく願いいたします。

○議 長（石井龍文君） お諮りします。

議案第45号から議案第55号の11議案については、会期が本日1日間となっておりますので、委員会付
託を省略して直ちに本日の議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号から議案第55号の11議案については、委員会付託を省略して、直ちに本日の議
題とすることに決定いたしました。

日程第5 質疑・討論・採決（専決処分10件・契約1件）

○議 長（石井龍文君） 日程第5、これより議案の質疑・討論・採決を行います。

議案集1ページです。

議案第45号、専決処分の承認を求めることについて（その1）令和2年度玖珠町一般会計補正予算
（第13号）について、質疑を行います。

別冊の玖珠町一般会計補正予算書（第13号）をお出してください。

2ページ、第1表、歳入歳出補正予算から10ページ、第3表、地方債補正まで、質疑ありませんか。
（な し）

○議 長（石井龍文君） 次に、12ページから14ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、総括歳入歳
出について質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 次に、15ページ、歳入、1款町税から29ページ、23款町債まで、質疑ありま
せんか。

3番河島公司君。

○3 番（河島公司君） 3番河島です。

予算書の21ページです。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の1,543万2,000円の減
額ですが、これについては対策経費として国から大変貴重な財源ですが、どのような部分で返還にな
るのか、主なものを教えていただきたいと思えます。

○議 長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） お答えいたします。

地方創生臨時交付金につきましては、1次から3次にわたり交付されてきたところであります。今回、返還という意味ではなくて、2年度分として繰越しも含めて臨時交付金を充当する事業で見込み等で減額しております。ですので、令和3年度事業で残りの分等は活用していきますので、この額が返還するということにはなりませんので、よろしく申し上げます。

主なものとしては、後ほど出てきますが事業者の家賃補助が見込みより少なかった等々があります。以上です。

○議 長（石井龍文君） ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 次に、30ページ、歳出、2款総務費から41ページ、6款農林水産業費、2項林業費まで、質疑ありませんか。

6番小幡幸範君。

○6 番（小幡幸範君） 6番小幡です。

歳出、33ページ、2款1項60目の18節に、先ほど課長答弁あったように新型コロナウイルス対策の事業者家賃補助金と中小企業者緊急支援給付金が減額となっていますけれども、予定より申請が少なかったのか、または申請をしたけれども給付に至らなかった方がいるのかなど、給付の状況を伺います。

○議 長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） お答えいたします。

当初見込みで予算計上しておりましたが、実績がそこまで至らなかった分で減額しております。申請があった方には全て当然給付は既に終わっております。また、この交付金等、広報や、事業者にこういうものがありますということで周知は度重ねてきたところであります。

以上です。

○議 長（石井龍文君） ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 次に、41ページ、7款商工費から49ページ、13款諸支出金、3項基金費、最後まで、質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第45号の質疑を終わります。

議案集2ページです。

議案第46号、専決処分の承認を求めることについて（その2）令和2年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

別冊の玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算書（第2号）をお出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第46号の質疑を終わります。

次に、議案集3ページです。

議案第47号、専決処分の承認を求めることについて(その3)令和2年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算(第2号)について質疑を行います。

別冊の玖珠町簡易水道特別会計補正予算書(第2号)をお出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第47号の質疑を終わります。

次に、議案集4ページです。

議案第48号、専決処分の承認を求めることについて(その4)令和2年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について質疑を行います。

別冊の玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算書(第5号)をお出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番 秦 時雄君。

○11番(秦 時雄君) 11番 秦です。

国民健康保険特別会計のマイナス6,000万円の減額ということでございますけれども、これはコロナ禍による病院の受診が控えられたというのが全国的に見られるんですけども、玖珠町においてはどのような状況であったのかお知らせください。

○議長(石井龍文君) 西村福祉保険課長。

○福祉保険課長(西村正明君) 手元に資料がございませんので、後ほど回答させていただきます。

○議長(石井龍文君) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

○議長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第48号の質疑を終わります。

次に、議案集5ページです。

議案第49号、専決処分の承認を求めることについて(その5)令和2年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について質疑を行います。

別冊の玖珠町介護保険事業特別会計補正予算書（第4号）をお出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第49号の質疑を終わります。

次に、議案集6ページです。

議案第50号、専決処分の承認を求めることについて（その6）令和2年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

別冊の玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算書（第3号）をお出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第50号の質疑を終わります。

次に、議案集7ページです。

議案第51号、専決処分の承認を求めることについて（その7）玖珠町税条例等の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第51号の質疑を終わります。

次に、議案集15ページです。

議案第52号、専決処分の承認を求めることについて（その8）玖珠町税特別措置条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第52号の質疑を終わります。

次に、議案集17ページです。

議案第53号、専決処分の承認を求めることについて（その9）玖珠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第53号の質疑を終わります。

次に、議案集19ページです。

議案第54号、専決処分の承認を求めることについて（その10）玖珠町介護保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第54号の質疑を終わります。

次に、議案集21ページです。

議案第55号、下泊里人道橋（仮橋）設置工事（応急仮）請負契約の変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第55号の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

これより討論を行います。

議案第45号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 次に、議案第46号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 議案第47号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 議案第48号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 議案第49号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 議案第50号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 議案第51号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 議案第52号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 議案第53号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 議案第54号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 議案第55号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 以上で討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第45号から議案第54号までの議案は、専決処分の承認を求める案件であります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 (石井龍文君) 異議なしと認めます。

よって、議案第45号から議案第54号までの10議案については、一括採決することに決定いたしました。

た。

議案第45号から議案第54号までの10議案について、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(石井龍文君) 起立全員です。

よって、議案第45号から議案第54号までの10議案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第55号は、建設工事変更請負契約の締結案件であります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、採決いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石井龍文君) 異議なしと認めます。

よって、議案第55号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(石井龍文君) 起立全員です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

議員の皆さんは、常任委員会委員構成等のため全員協議会を行いますので、議員控室にお集まりください。執行部の方々はここで退席をお願いします。出席を求めるときは、改めて連絡いたします。

(執行部退席)

午前10時49分 休憩

△

午前11時19分 再開

○副議長(大野元秀君) ただいま議長石井龍文君より議長の辞職願が提出されましたので、地方自治法第106条の規定により、副議長において議長の職務を行います。御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、再開いたします。

先ほど秦議員の質問に福祉保険課より答弁をさせます。

西村福祉保険課長。

○福祉保険課長(西村正明君) 先ほどの秦議員の御質問、保険給付費についてはコロナの影響があったのかということでございますが、令和元年と2年度の4月から12月までの受診の件数を確認いたしました。元年が4万8,910件で、2年度が4万4,740件で、2年度のほうが4,170件の減少でございます。確実にコロナの影響かと言われればちょっとあれなんです、明らかに何らかの影響があったのではないかと考えております。

以上です。

○副議長(大野元秀君) お諮りいたします。

議長石井龍文君より、玖珠町議会議長の辞職願が提出されましたので、議長辞職の件について日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに本日の議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに本日の議題とすることに決定しました。

本案は、石井龍文君の一身上に関するものでありますので、地方自治法第117条の規定により、石井龍文君の退席を求めます。

（議長石井龍文君退席）

追加日程第1 議長辞職について

○副議長（大野元秀君） 議長の退職願を事務局長に朗読させます。

清原事務局長。

○議会事務局長（清原洋一君） 辞職願

私儀 一身上の都合により令和3年4月30日をもって議長を辞職いたしたくここに申し上げます。

令和3年4月30日

玖珠町議会議長 石井龍文

玖珠町議会副議長 大野元秀殿

○副議長（大野元秀君） お諮りいたします。

石井龍文君の議長辞職を許可することに賛成の方の起立を願います。

（起立全員）

○副議長（大野元秀君） 起立全員です。

よって、石井龍文君の玖珠町議会議長の辞職については許可することに決定いたしました。

石井龍文君の着席を許可します。

（14番石井龍文君着席）

○副議長（大野元秀君） ただいま辞職しました石井龍文君に挨拶を求めます。

○14番（石井龍文君） 皆さん、お疲れさまでございます。

改選後、2年間議長を務めさせていただきましたが、議会運営や議会活性化等について、議員の皆様方には多大な御支援、御協力をいただきまして、大変感謝をいたしております。また、今後とも新しい議長、副議長の下、一層の議会活性化に向け努力したいと思っております。

ただ、心残りといえますか、一昨年暮れから全世界で猛威を振るうコロナウイルスのせいで様々なイベント、会議が制限され、思う存分の活動ができなかったように思います。収束が見通せない中

ではありますが、ウィズコロナを意識して感染等に十分注意しながら、地域を盛り上げていきたいと考えております。

また、町長をはじめ職員の皆様方におかれましても、2年間大変お世話になりました。

御承知のとおり、本町を取り巻く情勢は厳しさを増すばかりでございますが、町長におかれましては、しっかりとした行財政運営をお考えのことと思っておりますけれども、今後とも、新しい議長、副議長と共に議会と一体となって、この難局を乗り越えていただければと思っております。

私も、今後、一兵卒として、また議長経験者として何かしらお役に立てればと思っております。どうか今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○副議長（大野元秀君） お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

執行部の方々には、ここで退席をお願いします。出席を求めるときは、改めて連絡いたします。

（執行部退席）

○副議長（大野元秀君） 再開いたします。

追加日程第2 議長選挙

○副議長（大野元秀君） これより議長の選挙を行います。

議長選挙の方法は、投票または指名推選の方法があります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定により、投票によって行いたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は投票によるものと決定いたしました。

これより議長の選挙を投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（大野元秀君） ただいまの出席議員は14名であります。

お諮りいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 横山弘康君と2番 衛藤和敏君の2名を指名したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、1番 横山弘康君と2番 衛藤和敏君が立会人として決定いたしました。

投票用紙の配付をお願いいたします。

（投票用紙配付）

○副議長（大野元秀君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（配付漏れなし）

○副議長（大野元秀君） 配付漏れなしと認めます。

続いて、投票箱の点検をいたします。

立会人の1番 横山弘康君と2番 衛藤和敏君、事務局長は点検をしてください。

（投票箱点検）

○副議長（大野元秀君） 異状はありませんか。

（異状なし）

○副議長（大野元秀君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

投票は単記無記名であります。

投票は、事務局長の点呼の順に、投票記載台で投票用紙に被選挙人1名を記載し投票をお願いいたします。

事務局長に議席番号と氏名を呼ばせます。

○議会事務局長（清原洋一君） 正面の記載台に鉛筆を準備しておりますので、投票用紙に記載の上、投票箱に投票されて、右回りで議席に帰っていただくようお願いいたします。

それでは、私のほうから順次呼び上げます。

最初に、副議長と立会人からお呼びしますので、よろしくお願ひします。

副議長、8番 大野元秀議員。1番 横山弘康議員。2番 衛藤和敏議員。3番 河島公司議員。

4番 細井良則議員。5番 松下善法議員。6番 小幡幸範議員。7番 松本真由美議員。9番 宿利忠明議員。10番 河野博文議員。11番 秦 時雄議員。12番 高田修治議員。13番 藤本勝美議員。14番 石井龍文議員。

○副議長（大野元秀君） 投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

○副議長（大野元秀君） 投票漏れなしと認めます。

投票の終了を宣言いたします。

これより開票を行います。

1 番 横山弘康君、2 番 衛藤和敏君の立会いをお願いいたします。

(開 票)

○副議長（大野元秀君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 14票

この数は先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち

有効投票 14票

無効投票はありません。

有効投票のうち

8 番 大野元秀君 11票

9 番 宿利忠明君 3 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、8 番 大野元秀君が玖珠町議会議長に当選しました。

ただいま玖珠町議会議長に当選した8番 大野元秀君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

議場の閉鎖を解除いたします。

(議場閉鎖)

○副議長（大野元秀君） ここで、執行部の入場を求めます。

(執行部入場)

○副議長（大野元秀君） ここで、不肖私が玖珠町議会議長に当選しましたので、会議規則第33条第2項の規定による議会議長の当選の告知と同時に同意いたします。

○議 長（大野元秀君） 改めまして、令和3年第2回玖珠町議会臨時会におきまして、玖珠町議会議長に選任されました大野元秀です。よろしくをお願いいたします。議会議長の当選同意並びに就任に当たっての挨拶を申し上げます。

玖珠町議会第30代の議長として責務の重さを痛感するとともに、身の引き締まる思いでございます。また、議会と執行部は車の両輪に例えられますが、まずはしっかりと町政のチェック機能としての役割を果たしていき、議決の判断基準は住民だと考えております。我々議員一人一人が町民の意見を、玖珠町のまちづくりにおいても町民、行政、議会が連携し、調和の取れたまちづくりのため、議長としての議会運営に全力を注ぐ所存でございます。

今後とも、町民の皆様をはじめ関係各位の一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、前任の石井龍文議長におかれましては、1期2年間にわたり住民福祉をはじめとする玖珠町のまちづくりに御尽力いただきましたことに心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

以上、簡単ではございますが、議長就任に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

ここで、暫時休憩をいたします。

議員の皆さんは、議員控室にお集まりください。執行部の方々には、ここで退席をお願いします。出席を求めるときは、改めて連絡いたします。

(執行部退席)

午前11時51分 休憩

△

午後0時14分 再開

○議長(大野元秀君) 再開いたします。

先ほどの議長選挙で8番 大野元秀君が議会議長の当選承諾をしましたので、副議長の職を失い、ただいま玖珠町議会副議長が欠員となりました。

お諮りします。

直ちに副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大野元秀君) 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

執行部の方々には、ここで退席をお願いします。出席を求めるときは、改めて連絡いたします。

(執行部退席)

追加日程第3 副議長選挙

○議長(大野元秀君) これより副議長の選挙を行います。

副議長には、7番 松本真由美君、6番 小幡幸範君、2名の方が立候補されております。

副議長の選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により、投票によって行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大野元秀君) 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は投票によるものと決定いたしました。

(議場閉鎖)

○議長(大野元秀君) これより副議長の選挙を投票で行います。

ただいまの出席議員は14名であります。

お諮りいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 横山弘康君と2番 衛藤和敏君の2名を指名したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、1番 横山弘康君と2番 衛藤和敏君が立会人として決定いたしました。

投票用紙の配付をお願いいたします。

（投票用紙配付）

○議長（大野元秀君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（配付漏れなし）

○議長（大野元秀君） 配付漏れなしと認めます。

続いて、投票箱の点検をいたします。

立会人の1番 横山弘康君と2番 衛藤和敏君、事務局長は点検をしてください。

（投票箱点検）

○議長（大野元秀君） 異状はありませんか。

（異状なし）

○議長（大野元秀君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

投票は単記無記名であります。

投票は、事務局長の点呼の順に、投票記載台で投票用紙に被選挙人1名を記載して投票願います。

事務局長に議席番号と氏名を呼ばせます。

清原事務局長。

○議会事務局長（清原洋一君） それでは、私のほうから順次呼び上げます。

正面の記載台に鉛筆を準備しておりますので、投票用紙に記載の上、投票箱に投票されて、右回りで議席に帰っていただくようにお願いします。

それでは、呼び上げます。

最初に、議長と立会人からお呼びしますので、よろしく願います。

まず、大野元秀議長。次に、立会人、1番 横山弘康議員。2番 衛藤和敏議員。3番 河島公司議員。4番 細井良則議員。5番 松下善法議員。6番 小幡幸範議員。7番 松本真由美議員。9番 宿利忠明議員。10番 河野博文議員。11番 秦 時雄議員。12番 高田修治議員。13番 藤本勝美議員。14番 石井龍文議員。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

○議長（大野元秀君） 投票漏れなしと認めます。

投票の終了を宣言いたします。

これより開票を行います。

立会人の下、開票をお願いします。

(開 票)

○議 長 (大野元秀君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 14票

この数は先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち

有効投票 14票

無効投票はありません。

有効投票のうち

小幡幸範君 10票

松本真由美君 4票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、小幡幸範君が玖珠町議会副議長に当選されました。

ただいま玖珠町議会副議長に当選されました小幡幸範君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議場の閉鎖を解除いたします。

(議場開鎖)

○議 長 (大野元秀君) 執行部を入れますので、しばらくお待ちください。

(執行部入場)

○議 長 (大野元秀君) 再開いたします。

ここで、玖珠町議会副議長に当選されました小幡幸範君に御登壇いただき、副議長の当選承諾並びに御挨拶をお願いいたします。

○副議長 (小幡幸範君) このたび、副議長に当選させていただきました小幡です。

まだまだ勉強しなければならないこと、そして議会運営を皆さんと一緒に盛り上げていかなければならないという思いで、初心を忘れずしっかり対応していきたいと思っております。どうぞ引き続き御指導のほどよろしく申し上げます。

○議 長 (大野元秀君) ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

午後0時37分 休憩

△

午後3時19分 再開

○議長（大野元秀君）再開します。

ただいま新しく正副議長が選任されましたので、議席の変更指定を行いたいと思います。

お諮りいたします。

直ちに議席の変更指定を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君）異議なしと認めます。

よって、議席の変更指定を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第4 議席の変更指定について

○議長（大野元秀君）議席の指定については、会議規則第4条第3項の規定により、議長において変更ができることになっています。

お諮りいたします。

議長の議席については、慣例により、最終議席番号の14番と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君）異議なしと認めます。

それでは、議席の順番が決定しましたので、議席の確認と指定をいたします。

議席番号

- | | | |
|-----|-------|----|
| 1番 | 横山弘康 | 議員 |
| 2番 | 衛藤和敏 | 議員 |
| 3番 | 河島公司 | 議員 |
| 4番 | 細井良則 | 議員 |
| 5番 | 松下善法 | 議員 |
| 6番 | 小幡幸範 | 議員 |
| 7番 | 松本真由美 | 議員 |
| 8番 | 石井龍文 | 議員 |
| 9番 | 宿利忠明 | 議員 |
| 10番 | 河野博文 | 議員 |
| 11番 | 秦時雄 | 議員 |
| 12番 | 高田修治 | 議員 |
| 13番 | 藤本勝美 | 議員 |
| 14番 | 大野元秀 | 議員 |

以上でございます。

それでは、ただいまより議席の確認と交替をお願いいたします。

(議席の交替)

○議長(大野元秀君) それでは、再開いたします。

日程第6 常任委員会委員の選任

○議長(大野元秀君) 日程第6、常任委員会委員の選任を行います。

各常任委員及び議会選出の各種委員など、新しい議会構成のため、暫時休憩いたします。

午後3時22分 休憩

△

午後3時22分 再開

○議長(大野元秀君) 再開いたします。

各常任委員会につきましては、玖珠町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、これから各常任委員会の委員を指名いたします。

まず、総務建設農林常任委員会委員に

- 1番 横山弘康君
- 2番 衛藤和敏君
- 7番 松本真由美君
- 10番 河野博文君
- 12番 高田修治君
- 13番 藤本勝美君
- 14番 大野元秀君

の7名を指名いたします。

次に、企画民生教育常任委員会委員に

- 3番 河島公司君
- 4番 細井良則君
- 5番 松下善法君
- 6番 小幡幸範君
- 8番 石井龍文君
- 9番 宿利忠明君
- 11番 秦時雄君

の7名を指名いたします。

ただいま指名いたしました方々を、各常任委員会委員に選任することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

また、予算常任委員会の委員は、定数14名で、全議員となります。

よって、ただいま指名いたしました方々を各常任委員会の委員に選任することに決定いたしました。

次に、各常任委員会の委員長及び副委員長の選任を行います。

各常任委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第7条第2項により、委員会において互選することになっております。

各常任委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。

午後3時24分 休憩

△

午後3時24分 再開

○議長（大野元秀君） 再開いたします。

各常任委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

総務建設農林常任委員会委員長に 12番 高田修治君

副委員長に 1番 横山弘康君

企画民生教育常任委員会委員長に 5番 松下善法君

副委員長に 4番 細井良則君

予算常任委員会委員長に 7番 松本真由美君

副委員長に 2番 衛藤和敏君

以上の方が互選されました。

よって、各委員会において互選されたとおり、委員長、副委員長に選任することに決定しました。

日程第7 議会運営委員会委員の選任

○議長（大野元秀君） 日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会については、議会運営委員会規程第5条により、議長において指名することになっております。

これから議会運営委員を指名いたします。

2番 衛藤和敏君

3番 河島公司君

5番 松下善法君

6番 小幡幸範君

7番 松本真由美君

12番 高田修治君

13番 藤本勝美君

以上、7名を指名いたしますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたしました方々を議会運営委員会の委員に選任することに決定いたしました。

次に、議会運営委員会委員長及び副委員長の選任を行います。

議会運営委員会委員長並びに副委員長は、議会運営委員会規程第7条第2項により、委員会において互選することになっております。議会運営委員会委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。

午後3時27分 休憩

△

午後3時27分 再開

○議長（大野元秀君） 再開いたします。

議会運営委員会委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

議会運営委員長に 13番 藤本勝美君

副委員長に 3番 河島公司君

が互選されました。

日程第8 特別委員会委員の選任

○議長（大野元秀君） 日程第8、特別委員会委員の選任を行います。

各特別委員会委員につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、これから各特別委員会の委員を指名いたします。

まず、基地対策特別委員会委員に

4番 細井良則君

8番 石井龍文君

9番 宿利忠明君

10番 河野博文君

12番 高田修治君

13番 藤本勝美君

それに、議長の14番 大野元秀君

の7名を指名いたします。

次に、議会広報特別委員会委員に

- 1 番 横 山 弘 康 君
- 2 番 衛 藤 和 敏 君
- 3 番 河 島 公 司 君
- 4 番 細 井 良 則 君
- 5 番 松 下 善 法 君
- 7 番 松 本 真由美 君

それに、副議長の6番 小 幡 幸 範 君
の7名を指名いたします。

ただいま指名いたしました方々を各特別委員会委員に選任することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々を各特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。
次に、各特別委員会の委員長及び副委員長の選任を行います。

各特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第7条第2項により、委員会において互選することになっております。

各特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

午後3時30分 休憩

△

午後3時30分 再開

○議 長（大野元秀君） 再開いたします。

各特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

基地対策特別委員会委員長に 13番 藤 本 勝 美 君

副委員長に 4番 細 井 良 則 君

議会広報特別委員会委員長に 6番 小 幡 幸 範 君

以上の方々が互選されました。

よって、各特別委員会において互選されたとおり、委員長、副委員長に選任することに決定しました。

日程第9 玖珠九重行政事務組合議会議員の選挙

○議 長（大野元秀君） 日程第9、玖珠九重行政事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で行いたい
と思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長において行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、玖珠九重行政事務組合議会議員に

総務建設農林常任副委員長の 1番 横山 弘 康 君

企画民生教育常任副委員長の 4番 細井 良 則 君

副議長の 小幡 幸 範 君

議長の 大野 元 秀

の4名を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名しました4名が玖珠九重行政事務組合議会議員に当選されたことを報告するとともに、当選の告知をいたします。

日程第10 日田玖珠広域消防組合議会議員の選挙

○議長（大野元秀君） 日程第10、日田玖珠広域消防組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長において行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、日田玖珠広域消防組合議会議員に

副議長の 6番 小幡 幸 範 君

議長の 14番 大野 元 秀

の2名を指名します。

ただいま議長において指名いたしました2名を当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名しました2名が日田玖珠広域消防組合議会議員に当選されたことを報告

するとともに、当選の旨の告知をいたします。

日程第 1 1 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（大野元秀君） 日程第11、大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長において行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、大分県後期高齢者医療広域連合議会議員に

企画民生教育常任副委員長の 4 番 細 井 良 則 君

を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました1名を当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名しました1名が大分県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されたことを報告するとともに、当選の旨の告知をいたします。

次に、各委員会、協議会への選出議員について、配付をしました委員選出表のとおり決定したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、配付表のとおり決定いたしました。

日程第 1 2 委員会の継続審査及び調査について

○議長（大野元秀君） 日程第12、委員会の継続審査及び調査について。

議会運営委員会から、会議規則第75条の規定に基づき、委員会の所管事務について、閉会中においてもなお継続調査したい旨の申出がありましたので、これを議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

委員長の申出のとおり、閉会中に議会運営委員会が所管事務について継続調査を行うことにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会は、閉会中においても所管事務について継続調査を行うことに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程を全て終了いたしました。

町長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

宿利町長。

○町長（宿利政和君） それでは、令和3年第2回玖珠町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げたいと思っております。

本臨時会に提案申し上げました専決処分による補正予算案件6件、同じく条例の一部改正案件4件、契約の変更案件1件の合計11件の議案につきましては、いずれの案件も御承認を賜りまして誠にありがとうございました。

さて、本日まで議長の職を務められました石井龍文議員、同じく副議長の職を務められました大野元秀議員におかれましては、この2年間、議会改革をはじめ、議会の活性化のためリーダーシップを発揮され、コロナ禍という大変な状況の中でございましたが、多くの課題解決と円滑な議会運営に御尽力され、そのことを通じまして、玖珠町政の発展に多大なお力添えをいただきました。その御労苦に対しまして、心からの敬意と感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

今回、新たに議長の職に就任された大野元秀議員、同じく副議長の職に就任された小幡幸範議員に心からお祝いを申し上げる次第であります。

また、常任委員会、各委員会などの構成も新たに決定され、玖珠町議会の新体制が確立されました。本町の意思決定機関である玖珠町議会の権能がさらに高まるものと御期待申し上げますとともに、新議長を先頭に、議員各位におかれましても、玖珠町の発展とまちづくりに対し、一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、ここで少しだけ時間を頂戴いたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種におけるスケジュールについて、概要になりますけれども、報告を申し上げたいと思っております。

高齢者等を対象といたします接種につきましては、玖珠町では4月19日に高齢者施設で施設入所者を対象に接種をスタートいたしました。施設入所者以外の集合接種につきましては、5月25日火曜日からメルサンホールでの実施を予定しております。メルサンホールでは、基本的に火曜日、木曜日、土曜日の週3日を接種日とし、平日は1日当たり250人程度、土曜日は500人程度の接種を予定しております。おおむね1週間で約1,000人というふうにカウントされるところでございます。一方、個別接種につきましては、町内10か所あります医療機関が実施することになりますが、開

始時期は、集合接種に一定程度めどが立ってからの実施となる模様でございます。接種券につきましては、75歳以上の高齢者へ4月28日水曜日に発送いたしました。コールセンターにつきましても、本日、4月30日に開設いたしました。また、日出生、山浦、古後の無医地区、医療機関のない地区の住民を対象に、民間のバスを借り上げ、送迎を予定しているところでございます。74歳以下の高齢者への接種券送付につきましても、順次発送し、7月中の高齢者接種終了を目指しているところでございます。

新型コロナウイルス感染症は、いまだ収束の見通しが立たず、28日に臨時の九州地方知事会から、大型連休が感染の封じ込めの正念場という判断から、九州・山口蔓延防止宣言が発表されました。また、町中におきましても、1週間の間で2例の陽性者が確認されております。こうしたことから、当町では万全の対策を取った上での開催を予定しておりました成人式及び童話祭につきましては、リモート放送を活用し、広く情報提供を行うこととしております。72回を迎えます日本童話祭は、昨年に引き続き従来のような開催ができませんが、子供たちの健やかな成長を願い、久留島武彦の活動功績を称えるため継続して開催していくことが、童話の里玖珠町のまちづくりの根幹であるというふうと考えております。

また、第6次総合計画におきましても、2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な世界の実現のための17の目標を定めた、いわゆるSDGsの取組と連動して、総合計画の基本目標ごとにSDGsの目標を関連づけて取り組むこととしております。玖珠町に住む全ての人が、50年後も100年後も、住んでよかった、住み続けてよかったと思ったださるようなまちづくりを目指すため、SDGsによる総合計画の推進体制も構築しながら、久留島武彦翁の「継続は力なり」を実践していきたいと考えております。

それでは、結びになりますが、議員各位におかれましては、今後も一層の御協力、御指導をいただきますようお願い申し上げます。臨時会閉会に際しましての挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（大野元秀君） これをもちまして、令和3年第2回玖珠町議会臨時会を閉会いたします。

本日は、大変長時間にわたり御審議をいただき、誠にありがとうございました。御協力に感謝を申し上げます。閉会の言葉に代えさせていただきます。ありがとうございました。

午後3時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年4月30日

玖珠町議会新議長 大野元秀

玖珠町議会旧議長 石 井 龍 文

玖珠町議会旧副議長 大 野 元 秀

署 名 議 員 松 下 善 法

署 名 議 員 秦 時 雄